

再々質問は緑文字で表示。

2. 1条

現行法に記載のない「知る権利」について、改正法で言及した理由如何。

(回答)

近年、「知る権利」について明示する情報公開条例の増加、「知る権利」の具体化としての開示請求権について言及する裁判例等にかんがみれば、本法制定当時と比較して、「知る権利」の概念は、より成熟したものとなってきたといえる。

こうした状況を踏まえ、今般の改正において、国民の知る権利の保障について目的規定に明示することにより、情報公開法における開示請求権が「知る権利」の具体化であることの明確化を図ろうとするものである。

(再質問)

「知る権利」の具体化としての開示請求権について言及する裁判例」のうち最高裁におけるものはあるか。すべてお示し願いたい。

(回答)

○最高裁平成13年3月27日第三小法廷判決（民集55巻2号530頁・大阪府知事交際費記録公開請求事件）

《元原利文補足意見》

近時、情報公開は、これを更に拡大する方向に進みつつあり、この傾向は、国民の『知る権利』をより一層確保するために尊重されるべきことはいうまでもない。また、情報公開法の制定を機に、同法6条2項と同旨の規定を置き、情報公開の内容を更に充実するための条例改正の動きも各地で起こりつつある。ただ、本件は、法廷意見が第1の5の冒頭で説示するとおり、昭和60年当時の本件条例の解釈に基づき実施機関がした処分の効力につき、第1次上告審の判示に従って判断した原判決についての再上告であるとの制約があることを重ねて付言しておきたい。

○最高裁平成21年1月15日第一小法廷決定（民集63巻1号46頁・検証物提示命令申立て一部提示決定に対する許可抗告事件）

《泉裁判官補足意見》

2 ところで、新たな立法によって情報公開訴訟にインカメラ審理を導入することは、以下に述べるように、裁判の公開を保障する憲法八二条に違反するものではなく、訴訟制度構築に係る立法裁量の範囲に属すると考える。(中略)

インカメラ審理は、裁判所が当該行政文書を直接見分し、自ら内容を確認して実体判断をするための手続であるから、国民の知る権利の具体化として認められた行政文書開示請求権の司法上の保護を強化し、裁判の信頼性を高め、憲法三二条の裁判を受ける権利をより充実させるものということができる。

《宮川裁判官補足意見》

情報公開訴訟にインカメラ審理を導入することが憲法八二条(裁判の公開)に違反しないことは泉裁判官の補足意見のとおりであるが、適正な裁判を実施するために対審を公開しないで行うということは、既に人事訴訟法二二条、不正競争防止法一三条、特許法一〇五条の七等にある。開示を求める当事者がインカメラ審理を求めるのは、それが知る権利を実現するためにより実効的であるという判断があるのであり、行政機関の側には審理に先立って不開示とした理由等について説明する機会が与えられるのであれば手続保障の上でも問題はない。(略)

4. 5条1号ハ

当該公務員の氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合は、常に「当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合に該当するか。

(回答)

第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報のいずれかに該当する場合は、第5条第1号ハの「当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ」の該当性判断をするまでもなく、不開示となる。

(再質問)

複数の不開示事項に該当する場合は、その全てを理由として示すことが必要と承知しているが、貴室回答の趣旨は、当該公務員の氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合は、第2号から第6号までのいずれか(または複数)の不開示事項に該当するとともに、常に「当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合にも該当する、ということだと理解して良いか。

(回答)

第5条第1号から第6号までの不開示情報のうち複数に該当する場合に、その全てを理由として示すことが法律上必要とは承知していない。また、第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報と「当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合は別個の概念であり、「当該公務員の氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合は、・・・常に『当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ』がある場合にも該当する」とまでは言えない。

6. 5条3号

「相当な理由」を「十分な理由」に改める理由如何。

(回答)

現行の国の安全や公共の安全等に関する不開示情報の規定については、その性質上、高度の政策的又は専門的・技術的判断を要するなど特殊性が認められることから、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」として、行政機関の長の第一次的判断を尊重する規定となっている。しかしながら、現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケースが見られる。

このため、今般の改正においては、国の安全や公共の安全等に関する情報についての開示・不開示の判断には、行政機関による高度の政策的又は専門的・技術的判断を要することを考慮して、「おそれ」について行政機関の長の第一次的判断を尊重する規定を維持する一方で、3号及び4号が、行政機関の長の裁量判断を尊重するのにふさわしいものに限定して適用されるようにするとともに、司法審査において、行政機関がその判断について十分な立証を行うことを確保できるよう、現行の「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報」に改め（5条3号・4号）、その要件を厳格化し「国民の知る権利」の保障にふさわしい内容に充実させることとしている。

(再質問)

仮に、「現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケースが見られる」のであれば、それは当該行政機関の情報公開法の適用が誤っているのだから、これを是正するためには、解釈指針をコメントールにおいて示す等の方法によって

行政機関の理解を深化・改善していくことが重要である一方、誤った適用によって損なわれた請求者の権利利益は、不服申立て及び訴訟の権利救済制度の活用を通じて救済を図ることが可能なのではないか。

行政機関による誤った法の適用については、3号の規定を変更して不開示条件を変えても、前述した措置・制度の活用なくしては請求者の権利利益が保護されるとは考えられないところ、5条3号の規定を改正しなければ当該改正目的を達成できないとする理由を、改めて詳細かつ網羅的に示されたい。なお、本再質問の内容は、質問7.に対する貴回答を了承したこと示すものではない。

(回答)

本件は、現行法の運用状況も踏まえ、国民から選出された代表者たる大臣から発案されたものであり（行政透明化検討チーム第1回会合）、当該案が有識者の検討も経て現在の形の成案となったものであることに留意されたい。

7. 5条3号

「相当な理由」を「十分な理由」に改める理由として、現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケースが見られる由の指摘があるが、実際にどのようなケースがあったのか、複数例示ありたい。

(回答)

5条3号及び4号の規定については、行政機関の長の裁量判断を尊重するのにふさわしいものに限定して適用されるべきであり、審査会の答申では、諮問庁が3号又は4号と他の類型の不開示情報を併せて主張している場合には、他の不開示情報に該当するか否かの判断を第一次的に行っている場合が多い。

（例：審査会答申 15-376、15-481、14-384、14-417）

また、行政機関が3号又は4号に該当することを主張していることの妥当性が認められなかった例も審査会の答申において見られるところである。（例：審査会答申 14-188、15-224、14-434）

(再質問)

貴回答前半は、3号又は4号の不開示情報と他の不開示情報を重ねて適用している場合には、他の不開示情報への該当性の判断を第一次的に行っているため3号又は4号の該当性を判断していないという事実を指摘しているに過ぎず、その場合に3号又は4号の適用が不適当であったかについては判断していないのだから、当室質問に対する回答としては適切でない。また、貴回答後半は、

3号又は4号の適用が不適当であったケースを上げているに過ぎず、他の不開示情報を適用すべきであったかどうかは不明であるから、やはり、当室質問に対する回答としては適切でない。このため、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケースとして、実際にどのようなケースがあったのかについて、改めて詳細かつ具体的に説明願いたい。

(回答)

前半は、行政機関の長が5条3号又は4号と他の類型の不開示情報に該当することを併せて主張している場合であり、審査会において他の不開示情報に該当するか否かの判断を第一次的に行っているものである。このため、他の不開示情報の該当性については妥当とされていることから、5条3号及び4号の不開示情報該当性の妥当性については明確にはなっていないものの、5条3号及び4号の規定については、行政機関の長の裁量判断を尊重するのにふさわしいものに限定して適用されることとなるよう留意すべきものであることは変わらない。

また、後半は、行政機関の長が5条3号又は4号に該当することを主張しているものであり、審査会においてその妥当性が認められなかつたものであつて、他の不開示情報に該当するものであるかどうかについては、明確にはなっていないものである。しかしながら、行政機関の長において、5条3号又は4号の適用が妥当でないとされており、仮に当該情報が不開示とされるべき情報であったとしても5条3号又は4号に規定するおそれによるものではなく、5条3号及び4号の規定については、行政機関の長の裁量判断を尊重するのにふさわしいものに限定して適用されることとなるよう留意すべきものであることは変わらない。

(再々質問)

結局のところ、貴室では、「現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張」した具体的な事案について承知していないと理解して良いか。

8. 5条3号

「相当な理由」が「十分な理由」に変更することによって生じる解釈面・運用面での具体的な相違如何。「相当の理由」の場合には不開示事由に該当するが、「十分な理由」の場合には該当しない情報について、例示ありたい。

(回答)

不開示情報への該当性の判断に当たっては、判断時点の社会情勢や関係者との信頼関係など多様な要素を踏まえることとなるため、一概に現行法における事例を基に5条3号又は4号に該当するかどうかについての具体例を示すことは困難であるが、「十分な理由」は「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要とされるとする趣旨である。

(再質問)

「更に厳格」とは、いかなる基準について、その厳格さが現状と比較してどの程度増すことを述べているのか。対象と程度を明らかにしたうえで、改めて詳細かつ具体的に説明願いたい。なお、質問は、現行法における事例に限っている趣旨ではないので、想定されるケースの例を含めて、改めて例示ありたい。

(回答)

「十分な」の意義について、たとえば刑事訴訟法においては、逮捕状による逮捕の要件として、疑うに足りる「相当な理由」を使用している一方で、緊急逮捕の要件として、疑うに足りる「充分な理由」（注：「充分」は「十分」と同義。）を使用しており、「相当な理由」は「充分な理由」より根拠が弱くてもよい、とされている。このような用例を踏まえ、「十分な」の意義は「相当の」よりも厳格なものとして理解されるべきものである。

9. 5条3号

「相当な理由」が「十分な理由」に変更することによって生じる解釈面・運用面での具体的な相違が例示を伴って明らかにされない場合、個別の判断を行うにあたって混乱が生じるから、現行規定を維持すべきではないか。

(回答)

8の回答のとおり一概に現行法における事例を基に5条3号又は4号に該当するかどうかについての具体例を示すことは困難であるが、6の回答の趣旨を踏まえた適切な運用を図って頂きたい。

(再質問)

解釈面・運用面での具体的な相違が例示を伴って明らかにされない場合、個別の判断を行うにあたって混乱が生じると考えるか。混乱が生じる場合、どのような規定への変更は不適当であるから、現行規定を維持すべきではないか。

(回答)

混乱が生じるとは考えていない。

10. 6条

有意性のない情報の不開示を認める規定を削除した理由如何。

(回答)

現行規定においては、部分開示を「容易に区分して除くことができる」ときに限り、行政機関に部分開示を義務付けており、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に「有意の情報」が記録されていないと認められるときは、部分開示の義務が生じないとしている。

しかし、主権者である国民にとって「有意の情報」か否かに関し、行政機関が恣意的に判断することを可能とするものであり、行政文書は最大限開示されるべきものであることを明確にするため「有意の情報」が否かの判断によらず部分開示を義務付けるものである。

(再質問)

現行法は、「『有意』性の判断は、(中略)個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきもの」とされており、行政機関による恣意的判断を認めていないのではないか。また、事実として恣意的と思われる適用を行った行政機関があったとすれば、今後、「有意な情報」の具体的要件を法律又は政令若しくはコメントール等に規定することで足りるのではないか。また、法の不適法な適用によって請求者の権利利益が侵害された場合には、異議申立てや訴訟といった救済制度を通じて是正されることが可能ではないか。また、恣意的と思われる適用があった事実のみをもって、法がそれを可能にしていると理解することはできず、規定を変更する理由とすることは合理的ではないのではないか。

(回答)

現行の部分開示の規定は、不開示情報が記録されている部分を「容易に区分して除くことができるとき」に限り、行政機関に部分開示を義務付け、さらに、当該部分を除いた部分に「有意の情報が記録されていないと認められるとき」には、この義務を免除している。

こうした現行規定の解釈として、行政機関において、いわゆる「情報単位論」(ある一体としての情報に不開示情報が含まれている場合に、当該一体としての情報全体の開示義務を否定する解釈論)を主張するケースがあるのが現状であり、いすれにせよ、現行規定が行政機関の恣意的判断を可能にするものであ

ると指摘されている。

このため、いわゆる「情報単位論」などの恣意的運用がなされることがないようにするため、部分開示規定を改正するものである。

11. 6条

当省保有文書のうち、電信は定型のフォーマットに印刷されているが、電報の本文を不開示にする場合に、フォーマットのみ開示しても請求者にとって有益とは考えられないことから、同フォーマットは不開示情報ではないが開示していない。当省が開示実施する文書のうち電信が占める割合は決して少なくないことから、有意性のない情報の不開示を認める規定を削除すると、行政庁にとっては部分開示実施手続きが煩雑化して行政コストが増大する一方、請求者は有意でない情報の開示のために開示実施手数料を支払うこととなり、双方にとって不利益のみが生じる。このため、例えば電信のフォーマットのような、有意性のない情報を不開示とすることについて、請求者が明示的に了承した場合には、これを不開示とする運用が認められると理解して良いか。

(回答)

開示請求権制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではないことは、現行法と同様である。

なお、現行の6条ただし書が適用されるケースは極めて例外的なケースであると承知しているが、改正後の運用に際しては、例えば、開示決定通知書等において、必要な場合は、不開示情報が記録されている部分を除いた部分についての情報を提供することも考えられる。

(再質問)

後段に関し、質問のとおり当省ではしばしば電信の定型枠を不開示にするなど、6条但書きを適用しているが、貴室が「6条但し書が適用されるケースは極めて例外的なケース」とする根拠を提示願いたい。また、「不開示情報が記録されている部分を除いた部分についての情報を提供すること」に言及している趣旨について詳しく説明願いたい。

(回答)

6条但書きの適用については、極めて慎重な判断を要するべきものであるという趣旨である。

12. 6条

有意性のない情報の不開示を認める規定は、煩雑な部分開示手続きを抑制することで行政コストを削減するとともに迅速な開示の実施に資するものではないか。

(回答)

主権者である国民にとって「有意の情報」か否かに関し、行政機関が恣意的に判断することを可能とするものであり、行政文書は最大限開示されるべきものであることを明確にするため「有意の情報」か否かの判断によらず部分開示を義務付ける必要がある。

(再質問)

有意性のない情報の不開示を認める規定は、行政コストを削減するとともに迅速な開示の実施に資する側面があると考えるか、改めて問う。また、定型フォーマットの文書（電信）が多い当省においては、より少ない日数で開示決定等を行うために、現行6条但書きを適宜適用してきているところであるが、貴見に基づけば、それが有意性のない情報であったとしても、開示範囲を最大化するためには、本規定の削除によって生じる行政コスト増によって開示の迅速性がある程度抑制されることもやむを得ないと理解して良いか。

(回答)

改正後の運用に際しては、例えば、開示決定通知書等において、必要な場合は、不開示情報が記録されている部分を除いた部分についての情報を提供することが考えられ、これにより開示請求者がその部分について開示の実施をするかどうかの判断が出来るものと考えられる。

国民の知る権利が保障され、政府の説明責任を全うされるようにする観点からは、開示請求者が開示の実施の求めがあった場合においては、適切に対応する必要があるものと考える。

(再々質問)

本規定の削除によって生じる行政コスト増によって開示の迅速性が抑制されることもやむを得ないと理解して良いか。

13. 6条

これまでに、有意性の判断において行政庁の恣意性がはたらいて不适当に不開示とされた情報があったケースは何件あったか。具体例を複数例示ありたい。

(回答)

網羅的に把握しているものではないが、審査会の答申においても散見される。

(例：審査会答申 14-520, 15-488)

(再質問)

審査会の答申にて散見される程度であれば、引き続き審査会がその適否を判断することで足りるのではないか。敢えて行政コストを増大させた上でかかる改正を行う理由如何。

(回答)

12の回答のとおり。

14. 6条

これまでに、有意性の判断において行政庁の恣意性がはたらいて不适当に不開示とされた情報があったとすれば、本来、有意性の判断は客観的に決めるべきものとされている（総務省行政管理局編「詳解 情報公開法」より）ことから、そのような情報の開示は、異議申立てや訴訟等の救済制度を通じて是正していくことが適切ではないか。

(回答)

主権者である国民にとって「有意の情報」か否かに関し、行政機関が恣意的に判断することを可能とするものであり、行政文書は最大限開示されるべきものであることを明確にするため「有意の情報」か否かの判断によらず部分開示を義務付ける必要がある。

(再質問)

現行法は、「『有意』性の判断は、（中略）個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきもの」と解釈されており、行政機関による恣意的判断を認めていないのではないか。

また、事実として恣意的と思われる適用を行った行政機関があったとしても、

その事実のみをもって、法がそれを可能にしているということはできないのではないか。

恣意的判断が認められていないのに、行政機関がそうした不適法な判断を行った場合、本規定を削除せずとも、訴訟や異議申立てといった救済制度を利用して請求者の権利を保全することが可能かつ適当ではないか。

(回答)

10の回答のとおり。

15.10条

開示決定期限を短縮する理由如何。

(回答)

現行法は、行政機関の長が開示決定等を行うべき原則的期限を、開示請求があつた日から30日以内としているが、より迅速に開示決定等がされるようとするため、地方公共団体における期限の状況等を踏まえ、これを「行政機関の休日を除き14日以内」に短縮するものである。行政機関の休日を除くこととしたのは、上記期限内に年末年始等の休日が含まれる場合には、事務処理期間が著しく短くなる場合があることから、期限は短縮しつつも、所要の事務処理期間を確保することとしたものである。

(再質問)

開示決定期限を短縮するとより迅速に開示決定等がされるようになると考える根拠を具体的に説明願いたい。現状でも、30日の期限に拘わらず可能な限り早期の開示決定に努めているところであるから、決定期間を短縮しても、追加的な人的資源の投入がない限り実質的な開示決定期限の短縮にはつながらないのではないか。

(回答)

各行政機関において、必要な場合は、追加的な人的資源の投入が検討されるものと考えている。なお、職員の増員等についての議論は17.のとおり。

16.10条

現状でも、30日の期限に拘わらず可能な限り早期の開示決定に努めているところであるから、決定期間を短縮しても、追加的な人的資源の投入がない限り実質的な開示決定期限の短縮にはつながらないのではないか。

(回答)

引き続き、可能な限り早期の開示決定等に努めていただきたいと考える。

(再質問)

決定期限の短縮が、追加的な人的資源の投入なしに実質的な開示決定期限の短縮につながると考えているか否かについて、改めて質問に則して回答ありたい。

(回答)

各行政機関において、必要な場合は、追加的な人的資源の投入もあり得るものと考えている。なお、職員の増員等についての議論は17. のとおり。

17. 10条

情報公開業務を担当する各省庁の職員の増員なくしてより迅速な開示決定が行えるような手法・体制につき想定しているところを、具体的かつ詳細に教示願いたい。

(回答)

職員の増員等については、基本的には、法案成立後、所要の時期に各行政機関と関係当局との間で協議されるべきものと考える。

(再質問)

本法案を立案する過程において、標準的な開示請求については全ての行政機関が14営業日以内で対応できるとの検討がなされているものと思料するが、14営業日でどのような作業スケジュールを想定しているか、具体的かつ詳細に教示されたい。また、本法案は全省庁の事務に影響を与えるものであるから、職員の増員等については、まず立案府である内閣官房が総務省及び財務省と協議すべきではないか。

(回答)

運用の詳細については、本法案成立後、検討してまいりたいと考えているが、例えば、一般的な事案の場合に、①担当課の特定に最大3~4日、②対象行政文書の検索・特定に2~3日、③不開示情報該当性の審査に4~5日、④省内の決裁等に1~2日のスケジュールで処理している府省庁もあると承知している。また、職員の増員等については、意見と考えられるため、後程回答したい。

19. 10条

開示決定期限の短縮は期限延長案件の増加をもたらすため、延長通知の発送等の人的・財政的な行政コストを増大させるのではないか。

(回答)

引き続き、行政の効率化を図りつつ、可能な限り早期の開示決定等に努めていただきたいと考える。

(再質問)

開示決定期限の短縮は人的・財政的な行政コストを増大させるか否かについて、回答ありたい。

(回答)

増大させることも考えられる。

20. 10条

短縮後の開示決定期限が14日である具体的理由如何。

(回答)

より迅速に開示決定等がされるようするため、地方公共団体における期限の状況等を踏まえ、これを「行政機関の休日を除き14日以内」に短縮するものである。

(再質問)

なぜ、地方公共団体における状況を参考にするのか。国家の情報公開にあたっては、国家安全保障等の高度に政治的又は専門的・技術的な観点から慎重な判断を要する情報を地方公共団体よりはるかに高い割合で保有するのだから、それらを多く有しない地方公共団体の状況もさることながら、同種の情報を保有する他国政府における状況（米・英：20営業日、豪・加：30日、独：1ヶ月、仏：2ヶ月等）については、少なくとも地方公共団体の状況と同程度には参考にすべきではないか。

また、地方公共団体における期限の状況が本法案の立案にあたっての考慮要素となつたのであれば、地方公共団体における開示期限の状況について、14営業日であるものとそれ以外であるものとに分け詳細かつ網羅的に示されたい。

質問23の回答において「単純に」諸外国と比較することは適當では似合いと考える旨の回答を得ているが、地方公共団体が14日であること「単純に」

比較していない旨を詳細に説明ありたい。

(回答)

国家レベルの情報公開制度の開示決定の期限としては、14日とするフィンランド及びオランダの例、10日とするデンマークの例もあると承知している。

地方公共団体における期限の状況としては、例えば47都道府県における原則的な開示決定等の期限について言えば、30日とするところが2か所(千葉県、鹿児島県)、10日とするところが2か所(岡山県、山口県)であり、残りは14日又は15日であると承知している。

上記のように、地方公共団体であっても全てが14日又は15日の期限ではない。また、開示決定等の期限を14日に短縮する点は、国民から選出された代表者たる大臣から発案されたものであり(行政透明化検討チーム第1回会合)、当該案が有識者の検討も経て現在の形の成案となったことは、それだけこの期限短縮の点に関し国民・有識者からの要請が強いことも踏まえている。以上の点から明らかのように、地方公共団体との単純な比較により、14日としたわけではない。

21. 10条

地方公共団体における開示対象文書の類型を教示願いたい。この内、機械的な審査が可能なものはどの程度を占め、政治的・専門的・技術的判断をするものはどの程度を占めるのか。

(回答)

「機械的な審査」「政治的・専門的・技術的判断」の趣旨が必ずしも明らかではないが、地方公共団体においても、開示・不開示については、条例等の規定に沿って、所要の政治的・専門的・技術的判断が行われているものと認識している。

(再質問)

地方公共団体においても政治的・専門的・技術的判断が行われていると認識しているのであれば、地方公共団体の条例における非開示事由の規定状況につき詳細かつ網羅的に示すとともに、国の情報公開法との差異を説明されたい。

(回答)

地方公共団体であっても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第4号及び第6号イに類似する不開示情報の規定を設けているところは多い

と承知しており、少なくともそれらの規定との関係においては、政治的・専門的・技術的判断がなされるのではないかと推察する。

22. 10条

国家が保有する情報は、不開示該当性を判断するにあたり、国家安全保障等の高度に政治的又は専門的・技術的な判断を要する場合があるので、地方公共団体に比して審査に長期の期間を必要とするのではないか。

(回答)

ご指摘の点は、事例によって異なり、一概には言えないものと考えられる。

(再質問)

国家が保有する情報は、不開示該当性を判断するにあたり、国家安全保障等の高度に政治的又は専門的・技術的な判断を要する情報の割合が、地方公共団体のそれに比して高いと考えるか。

(回答)

一定程度の国家安全保障に関する情報が含まれるという点が、地方公共団体の保有する情報と比べた場合の国家が保有する情報の特徴であることは承知している。

23. 10条

G7 諸国・(英、米、仏、加、伊、独)における開示期限との比較で、短い期限となっているのではないか。これら諸国と比較して短い期限を設定する理由を具体的に教示願いたい。

(回答)

各国の開示決定等の期限は多様であり、それぞれの国情等を反映しているものと考えられるから、単純に諸外国との比較のみに立脚して当該期限を定めることは必ずしも適当でないものと考えられる。

(再質問)

本法案作成の際に考慮された我が国の国情等につき詳細に説明ありたい。また、他国とは国情が違うというのは、情報公開法の規定において、請求者の範囲、適用除外の範囲、情報公開制度の実施体制などを比較したことか。

(回答)

我が国の国情として、開示決定等の期限を14日に短縮する点が国民から選出された代表者たる大臣から発案され、当該案が有識者の検討も経て現在の形の成案となるという開示決定等の期限の短縮に関し国民・有識者からの要請が強い状況がある。より具体的には、例えば行政透明化検討チームでの検討の際に行われた国民に対するアンケート調査の結果の中で、回答者の76%が開示請求から開示決定等までの期限を短縮する点について改正が必要だとしているところである。

24. 10条

地方のほか、韓国の例も参考にしたことだが、G7の例ではなく、韓国の例を参照した理由如何。

(回答)

23の回答のとおり、各国の開示決定等の期限は多様であり、それぞれの国情等を反映しているものと考えられる。

G7の例を参考にすることを否定したものではなく、本法案の定める期限より短い例もあることを参考として示したものである。

(再質問)

本法案の定める期限より短い国もあるとのことであるが、その国情報公開法の枠組み全体の中での定性的な比較を行った上で期限が短い国を引用したのか。かかる比較を行ったのであればその内容を説明されたい。比較を行ってないのであれば、比較を行った上でその内容を説明されたい。

(回答)

例えば韓国について、25の再質問に対する回答を参照されたい。

25. 10条

韓国のはうは、日本と比べて情報公開対象が狭い、判断の困難な案件が少ない等の事情があるか。

(回答)

24の回答のとおり。

(再質問)

そもそも韓国の事例を引き合いに出したのは貴室であるところ、かかる事例を引用する以上、当方の質問に真摯に回答されたい。

(回答)

韓国情報公開法における不開示情報は以下のとおりであり、開示決定期限は10日であると承知している。

(1) 公共機関が保有・管理する情報は公開対象になる。但し、次の各号の一に該当する情報については、これを公開しないことができる。

- 1 他の法律または法律による命令（国会規則・大法院規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則・大統領令及び条例に限る）によって、秘密または非公開事項として規定された情報
- 2 国家安全保障・国防・統一・外交関係等に関する事項であって、公開される場合に国の重大な利益を著しく損なう恐れがあると認められる情報
- 3 公開された場合、国民の生命・身体及び財産の保護に著しい支障をもたらす恐れがあると認められる情報
- 4 係争中の裁判に関連した情報と、犯罪の予防、捜査、公訴の提起及び維持、刑の執行、矯正、保安処分に関する事項で、公開された場合、その職務遂行を著しく困難にし、刑事被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害すると認められるに足る相当な理由がある情報
- 5 監査・監督・検査・試験・規制・入札契約・技術開発・人事管理・意思決定過程または内部検討過程にある事項等で、公開された場合、業務の公正な遂行もしくは研究・開発に著しく支障をきたすと認められるに足る相当な理由のある情報
- 6 当該情報に含まれている名前・住民登録番号等、個人に関する事項であって、公開された場合個人の私生活の秘密または自由を侵害する恐れがあると認められる情報。ただし、以下に列挙した個人に関する情報を除く。
 - ア 法令の定めるところによって閲覧することのできる情報
 - イ 公共機関が公表を目的として作成または取得した情報であって、個人の私生活の秘密と自由を不当に侵害しない情報
 - ウ 公共機関が作成または取得した情報で、公開することが公益もしくは個人の権利救済のために必要であると認められる情報
 - エ 職務を遂行した公務員の姓名・職位
 - オ 公益のために公開が必要である場合、法令によって国家または地方自治団体が業務の一部を委託または委嘱した個人の姓名・職業
- 7 法人、団体または個人（以下、「法人等」という）の経営・営業上の秘密に関する事項であり、公開された場合、法人等の正当な利益を著しく害

する恐れがあると認められる情報。ただし、以下に列挙した情報を除く。

ア 事業活動によって発生する危害から人の生命・身体または健康を守るために公開が必要である情報

イ 違法・不当な事業活動から国民の財産または生活を守るために公開する必要のある情報

8 公開された場合、不動産投機・買占め売惜しみ等で特定人に利益または不利益を与える恐れがあると認められる情報

(2) 公共機関は第1項各号の一に該当する情報が、期間の経過等によって非公開の必要がなくなった場合には、当該情報を公開対象にしなければならない。

27. 10条3項

みなし規定を設ける理由如何。

(回答)

これにより、開示請求者は、期限(期間)を超過しても開示決定等がされない状況を回避し、期限(期間)を超過した段階で不開示決定があったものとみなして、これについて不服申立て又は訴訟の提起を行うことが可能となる。

なお、みなし規定による不開示決定について取消訴訟が提起された後、行政機関の長が当該行政文書の全部又は一部を開示した場合には、当該開示した部分については、原告の訴えの利益が消滅することになると考えられる。

(再質問)

後段に関し、みなし規定による不開示決定について不服申立てが提起された場合にも、提起後に行政機関の長が当該行政文書の全部又は一部を開示した場合には、当該開示した部分については、審査会の審査対象から外れることになるか。異議申立て後に開示決定等がなされた場合に不開示箇所が含まれていた場合、異議申立人は、当該不開示箇所に関する異議申立てを、当初の申立てに併合して主張することができるか。

(回答)

ご指摘の法運用の点については、法案成立後に、審査会担当部局及び行政不服審査法所管部局とも適宜調整の上、検討していく事項と考える。

28. 11条1項

条文に変更がないことから、延長要件は、現行法と同様と理解して良いか。

同様でない場合、条文に変更がないにも拘わらず要件が変更されたと解釈できる根拠を示した上で、新たな要件について明示ありたい。(回答の内容によっては、関連して新たな質問を行う権利を留保する)。

(回答)

開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、第10条の期間内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に、第11条第1項により特例的延長ができるとする旨を定めており、その「第10条の期間」が変更になったほかは、要件の差異はない。

(再質問)

現行法と同様、他に処理すべき請求が大量にある場合や、他の業務が多忙である場合にも、引き続き同条を適用することが可能であるとの理解でよいか。

(回答)

ご質問の点については、「行政透明化検討チームとりまとめ」において指摘がなされているところであり、延長要件の詳細な解釈など第11条第1項の運用方針については、「行政透明化検討チームとりまとめ」や各省庁のご意見を踏まえ、今後検討してまいりたい。

(再々質問)

今後の検討の行方によつては、他に処理すべき請求が大量にある場合や、他の業務が多忙である場合には、同条を適用して開示決定期限を延長することができなくなる可能性があるということか。

29. 11条1項2号

「認められる」の意味は何か。「要すると認められる期間」と「要する期間」の相違如何。

(回答)

本法第5条及び第6条における「認められる」と同義である。

(再質問)

「認められる」の判断主体は行政機関の長であると解してよいか。

(回答)

第11条第2項第2号の期間を算出し、同条第1項後段の規定により通知をするのは行政機関の長である。

30. 11条3項

みなし規定を設けることにより、請求者のどのような権利が救済されることになるのか。

(回答)

みなし規定により、開示請求者は、期限（期間）を超過しても開示決定等がされない状況を回避し、期限（期間）を超過した段階で不開示決定があったものとみなして、これについて不服申立て又は訴訟の提起を行うことが可能となる。

(再質問)

現行法上、期限を超過しても開示決定等がされない場合には、不作為の異議申立てによって請求者の権利利益を救済する方途があるが、これに加えてみなし不開示により不服申立て又は訴訟の提起を行うことができるようになることにより、請求者のどのような権利が追加的に救済されることになるのか、具体的に説明願いたい。

(回答)

みなし不開示により不服申立て又は訴訟の提起を行うことができるようになることにより、国民の知る権利に基づく開示請求権の救済に資するものである。

(再々質問)

不服申立て又は訴訟の提起を通じて、開示請求権のうちの具体的にどの権利・利益が救済されるのか。当該権利・利益を保障する根拠となる条文に言及した上で、具体的に説明願いたい。

31. 11条3項

開示決定期限内であっても、「一年以内の政令で定める期間」を超えた場合にはみなし規定を適用することができるとする理由如何。

(回答)

開示決定等期限の特例を適用した場合における残りの行政文書の開示決定等については、引き続き「相当の期間内にすれば足りる」としているが、こ

の「相当の期間」が必要以上に長期間とならないようにするため、この場合にみなし不開示が可能となる一定の期間を設定しているものである。

一方で、当該期間を経過したからといって全て直ちに不服申立てや訴訟に移行するわけではなく、その時点での事務処理状況等を踏まえ、開示請求者が行政機関の開示決定等を待つこととした場合には、行政機関は引き続き開示決定等に向けた作業を行うこととなる。

(再質問)

開示決定期限内であっても、「一年以内の政令で定める期間」を超えた場合にはみなし規定を適用することができるとすることにより、「相当の期間」が必要以上に長期間となることを回避できると考える理由を説明願いたい。

11条は大量請求への対応するために設けられた規定であり、開示請求できる量に制限を設けない以上は、全ての開示決定までに1年以上を要する請求がなされる可能性は排除されないし、過去には実際にそのような事案が複数あったことに照らせば、請求の分量に関わりなく「一年以内の政令で定める期間」を超えた場合にはみなし規定を適用することができるとすることは不合理ではないか。

膨大な行政コスト（処理日数）を要するような大量請求については一定の制限を設けるべきではないか。大量請求への制限については開示請求権との関係上、法律において規定すべきではないか。

(回答)

ご質問の第1段落について、みなし規定を適用し不服申立て等をした場合に当該不服申立て等で行政機関の長の不開示決定の適法性・妥当性が争われる事となるから、「相当の期間」が必要以上に長期間となることを回避できるものと考えられる。

ご質問の第2段落について、当該期間を経過したからといって全て直ちに不服申立てや訴訟に移行するわけではなく、一年以内の政令で定める期間に必ず全ての行政文書について開示決定等をしなければならないというわけではない。

濫用的な開示請求への対処については、これまでと同様に、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障、国民一般の被る不利益等を勘案して、権利濫用に関する一般法理の適用による不開示決定の可否について個別に判断することとし、その具体的な運用に係るガイドラインを作成して、各行政機関において円滑な対応が図られるよう万全を期してまいりたい。

また、今般、大量請求として開示決定等期限の特例を適用する場合に見込額

を予納させる手続（第16条第5項）を新設することとしており、これにより、開示請求を受けた行政機関が各種事務コストを投入して開示決定をしたにもかかわらず、開示請求者が開示の実施を申し出ない（開示の実施を受ける意思がない）といった濫用的とも言える開示請求を抑止することができると考える。

なお、42.の再質問に対する回答も参照されたい。

（再々質問）

貴回答のうち、みなし規定を適用し不服申立て等をした場合には、当該不服申立て等で行政機関の長の不開示決定の適法性・妥当性が争われることとなるから、「相当の期間」が必要以上に長期間となることを回避できる、との点に関し、「当該不服申立て等で行政機関の長の不開示決定の適法性・妥当性」を争う、という場合の争点について具体的に説明願いたい。①11条1項2号「予納があった日から開示決定等をする日までに要すると認められる期間」が何らかの客観的基準に照らして妥当な期間であるかどうかが判断されることになるのか、それとも、②不開示と見なした時点で最終的な開示決定が行われていないことの適法性が判断されることとなるのか、あるいは③それ以外の事項が検討されることとなるのか。①の場合、質問29の再質問に対する貴回答で「第11条第2項第2号の期間を算出するのは行政機関の長である」とされていることとの関係で、妥当な期間を算出する客観的基準があるとかんがえられているのか。②の場合、当該不開示決定はいつ行われたものとみなされるのか。「一年以内の政令で定める期間」が経過した時点か、不服申立てが行われた時点か、請求者が不開示決定が行われたと見なした時点か、あるいはそれ以外の時点か。

32. 11条3項

開示決定期限内であっても、「一年以内の政令で定める期間」を超えた場合にはみなし規定を適用することができることとすることにより、請求者のどのような権利の救済を目的としているのか。

（回答）

質問31に対する回答の前段の趣旨に同じ。

（再質問）

みなし不開示を利用して異議申立て又は訴訟を提起した場合、それらの救済制度の利用により、請求者はどのような権利利益の救済をはかることができるのか。異議申立てや訴訟が提起され、行政機関側が鋭意開示実施作業に取り組んでいる旨を説明することにより、請求者のどのような権利利益が救済される

のか、具体的に説明ありたい。

(回答)

みなし不開示の制度は、国民の知る権利に基づく開示請求権の救済に資するものである。

33. 16条

請求手数料を無料化する理由如何。

(回答)

今般の改正においては、開示請求権制度が「国民の知る権利」を具体化するものであり、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資するものであることから、「行政透明化検討チームとりまとめ」を踏まえ、開示請求に係る国民の経済的負担を軽減し、開示請求権の行使をより容易にするため、開示請求手数料を原則として廃止するものである。

(再質問)

「開示請求に係る国民の経済的負担を軽減し、開示請求権の行使をより容易にするため、開示請求手数料を原則として廃止する」とあるが、現行手数料（300円）が請求者の「経済的負担」となっており、開示請求権の行使の妨げになっている具体的証拠を示されたい。

また、

(回答)

現行開示請求手数料（300円）に比して、これを廃止（0円）すれば、その程度において、開示請求者の経済的負担は軽減されるものであり、また、それに伴って、開示請求権の行使はより容易になるとの趣旨であり、「開示請求権の行使の妨げになっている」とは申し上げていない。

(再々質問)

→開示手続きには行政コストが発生するため請求者は一定程度これを負担すべきであるというのが、行政サービスを行う際の原則（受益者負担の原則）と理解しているが、情報公開請求に関しては、「経済的負担」が開示請求権の行使の妨げになっているわけではないのに、この原則を放棄して、負担を免除することが適当であるとした理由如何。

34. 16条

請求手数料の無料化は、受益者負担の原則に反するのではないか。

(回答)

上記の回答のとおり、開示請求手数料を原則として廃止する一方で、開示請求により自らの事業等にとって利益を得ることとなる商業的請求に該当する場合には、受益者負担の原則に立って、引き続き開示請求手数料を徴収することとしている。

(再質問)

商業的目的の請求者以外に対しては、受益者負担の原則を廃止するということか。廃止していないとすると、受益者とは、行政サービスの提供を受ける者ではなく、行政サービスを受け、且つ、その結果金銭的利益を受ける者と解するということか。

(回答)

開示請求権制度が「国民の知る権利」を具体化するものであり、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資することから、「行政透明化検討チームとりまとめ」を踏まえ、商業的請求に該当する場合以外については、開示請求に係る国民の経済的負担を軽減し、開示請求権の行使をより容易にするため、開示請求手数料を廃止するものであり、その限りにおいては受益者負担の原則の例外となるものである。

38. 16条

16条1項1～3号に該当する請求者であるかどうかを判断する具体的方法如何。

(回答)

第16条第1項各号に掲げる者に該当するか否かについて、実務においては、これらの者が行う開示請求は、それ以外の場合（開示請求手数料を徴収しない場合）とは異なる様式の開示請求書（第16条第1項各号のいずれに該当するかのチェック欄、開示請求手数料に係る収入印紙を貼付する欄を設けるなど）によることとすることにより、第16条第1項各号に掲げる者による開示請求であることを行政機関が確認できるようにすることを想定している。具体的に

は、行政機関から法令の規定を教示することにより、開示請求者が当該規定を十分理解した上で、該当する開示請求書を適切に選択して、開示請求を行うことを想定している。その施行に当たっては、適正な開示請求がなされるよう、改正点について十分な周知を行ってまいりたい。

(再質問)

商業目的の開示請求であることが明白であるにもかかわらず（たとえば、請求者の名刺や連絡先から照らして商業目的であることが明らかであるものの、開示請求書においては16条1項各号に該当しない旨申告している場合）、個人での開示請求を強弁するような請求者については、開示請求手数料の納付がない限り、開示請求に応じなくてよいか。

また、16条1項1～3号の具体的な解釈基準を詳細かつ網羅的に示されたい。たとえば、会社の経営幹部が個人的な関心から同社の営業分野に関する規制政策の方向性についての検討文書につき開示請求する場合等、窓口の現場では判断に迷うケースが多いと思われる。

(回答)

第16条第1項各号に掲げる者に該当するか否かについては、開示請求者による開示請求書の様式の選択、その記載事項等によって確認するものであり、行政機関が開示請求者の身分、開示請求の理由・目的等を個別に確認することは基本的に想定していないが、上記の個別の確認をせずとも、第16条第1項各号に掲げる者に該当する者がこれに該当しない場合の開示請求書による開示請求をしたことが明らかであると認められる場合には、形式上の不備として不開示決定をすることとなると考える。

また、第16条第1項各号の解釈基準については、同項各号に掲げる者に該当するか否かは開示請求者による開示請求書の様式の選択、記載事項等によって確認することとしている中で、当方としてどの程度までお示しできるか、今後検討してまいりたい。

(再々質問)

貴回答前段は、行政機関が開示請求者の身分、開示請求の理由・目的等を個別に確認することは禁じられているということか。

39. 16条

16条1項1～3号への該当性に関し、行政機関は、請求者の自己申告を超えて調査を行う義務があるか。

(回答)

第16条第1項各号に掲げる者に該当するか否かの判別については上記回答のとおりであり、行政機関が開示請求者の開示請求の理由・目的等の個別事情を調査・確認することは基本的に想定していない。

(再質問)

開示請求により自らの事業等にとって利益を得ることとなる商業的請求に該当する場合に開示手数料を徴収することであるが(36と37への回答)、開示請求の理由・目的等を調査・確認することなしには商業的請求か否かは真に判断できないのではないか。

(回答)

上記回答のとおり、第16条第1項各号に掲げる者に該当するか否かについては、開示請求者による開示請求書の様式の選択、その記載事項等によって確認することとしている。

→OK

40. 16条

16条1項1~3号に該当することを隠蔽して請求を行った請求者に対して罰則はあるか。

(回答)

ない。

(再質問)

罰則規定を設けない具体的な理由を示されたい。

(回答)

第16条第1項各号に掲げる者に該当するか否かについては、開示請求者による該当する開示請求書の様式の選択、その記載事項等によって確認するものであり、行政機関が開示請求者の身分、開示請求の理由・目的等を個別に確認することは基本的に想定していないことから、御指摘の罰則規定を設けることは想定していない。

41. 16条

16条1項1～3号に該当する請求者であるかどうかの判断を自己申告のみによって行い、虚偽の申告に罰則が設けられていないとすると、実態と異なる開示請求が多発することが想定されるが、そうした事態を避け、本規定を制定した趣旨を満たせるだけの適切な実施を担保するための方途如何。

(回答)

御指摘の事態のような不適正な開示請求がなされないよう、行政機関の窓口における的確な対応及び改正点についての十分な周知を図ってまいりたい。

(再質問)

周知だけでは、意図的且つ巧妙な脱法行為は防げないのでないか。

商業目的の開示請求であることが明白であるにもかかわらず、非商業目的での請求を強弁するような請求者については、開示請求手数料の納付がない限り、開示請求に応じなくてよいか。

(回答)

第16条第1項各号に掲げる者に該当するか否かについては、開示請求者による開示請求書の様式の選択、その記載事項等によって確認するものであり、行政機関が開示請求者の身分、開示請求の理由・目的等を個別に確認することは基本的に想定していないが、上記の個別の確認をせずとも、第16条第1項各号に掲げる者に該当する者がこれに該当しない場合の開示請求書による開示請求をしたことが明らかであると認められる場合には、形式上の不備として不開示決定をすることとなると考える。

42. 16条

請求手数料の無料化は、情報公開法の趣旨を逸脱した請求や安易な請求の増加を招き、無用な行政コスト増やその他の請求者に対する行政サービスの低下をもたらすことが予想されるため、これらの請求を招かない仕組みが必要ではないか。

(回答)

濫用的な開示請求への対処については、これまでと同様に、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障、国民一般の被る不利益等を勘案して、権利濫用に関する一般法理の適用による不開示決定の可否について個別に判断することとし、その具体的な運用に係るガイドラインを作成して、各行政機関において円滑な対応が図られるよう万全を期してまいりたい。

また、今般、大量請求として開示決定等期限の特例を適用する場合に見込額を予納させる手続を新設することとしており、これにより、開示請求を受けた行政機関が各種事務コストを投入して開示決定をしたにもかかわらず、開示請求者が開示の実施を申し出ない（開示の実施を受ける意思がない）といった濫用的とも言える開示請求を抑止することができると考える。

（再質問）

濫用的な開示請求への対処につきガイドラインを定めるというが、開示請求権という法律に基づく権利を制限する以上、法律において濫用的な開示請求を制限する規定を置くべきではないか。かかる規定を置くことができない具体的な理由を示されたい。

（回答）

権利濫用に関する一般法理の根拠規定は、民法1条3項であると考えられる。
→打ち止め

43. 16条

16条1項1～3号に該当する請求者による請求以外の請求への対応に応じて発生する行政コストは全て税金で賄われることになるのだから、原則として手数料を無料化するのであれば、同時に開示請求者の範囲に一定の制限を設けるべきではないか（そうでなければ、他国政府や過激主義団体等による、情報公開法の目的に全く合致しない趣旨の請求についても、政府がそれと気付かず税金を投じて開示決定を行うことになってしまう）。

（回答）

本情報公開制度は、「何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる」（第3条）ものであり、開示請求者の範囲に制限を設けることはできない。

（再質問）

開示請求者の範囲に制限を設けることはできないとしつつ、商業目的の請求については一定の経済的負担（開示手数料）を課す一方、それ以外の請求について経済的負担を軽減し、開示請求権の行使を容易化するという発想は矛盾していないか。開示請求権を等しく認めるのであれば、その取扱いは同一であるべきではないか。（商業目的の請求者への開示手数料まで無料化することに賛成する趣旨ではない。）

また、16条1項1～3号に該当する請求者による請求以外の請求への対応に応じて発生する行政コストは全て税金で賄われることになるのだから、原則として手数料を無料化するとの改正を行うのに対応して、3条を改正して開示請求者の範囲に一定の制限（例えば「日本国民」または「日本国に居住する者」等とする）を設けるべきではないか。

(回答)

本情報公開制度は、「何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる」（第3条）ものであることから、これに基づく開示請求権の行使自体は等しく認められるべきものであるが、当該開示請求に係る事務のコストを誰が負担すべきかとの観点から、受益者負担の原則に立って、開示請求により自らの事業等にとって利益を得ることとなる商業的請求を行う者から開示請求手数料を徴収することとしているものである。

このように、「何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる」との前提は何ら変更しておらず、第3条を改正する必要はない。

45. 16条1項2号

「営利を目的とする事業」の定義如何。

(回答)

財産上の利益を図ることを目的とする事業の意である。

(再質問)

事業を営んでいないものの、財産上の利益を図ることを目的として開示請求を行う個人につき開示請求手数料を徴収するのか。徴収しない場合にはその理由も含めて示されたい。

(回答)

「事業を営んでいない」者は、「営利を目的とする事業として若しくは当該事業のために開示請求をする当該事業を営む個人」（第16条第1項第2号）に該当しないことから、開示請求手数料は徴収しない。

(再々質問)

財産上の利益を図るという目的は共通しているのに、事業を営んでいるか否かで手数料の支払いに差を設ける理由如何。

47. 16条

「送付に要する費用」が納付されない場合、行政機関は第9条第1項若しくは第2項の規定による通知に係る書面又は行政文書の写しの送付を行う必要がないと理解して良いか。

(回答)

貴見のとおりであるが、特に、開示請求時に送付に要する費用の納付がなかった場合には、開示請求者に対し、開示決定等通知に係る書面は送付しないこととなる旨を教示する必要があると考える。

(再質問)

開示請求時に送付に要する費用の納付がなかった場合、行政機関は、開示請求者に対し、開示決定等通知に係る書面は送付しないこととなる旨を教示する義務があるのか。ある場合、その根拠となる規定を具体的に提示願いたい。また、教示を行う方法如何（請求者に対する個別の郵送、国民一般に対する広報等）。

(回答)

開示請求時に送付に要する費用の納付がなかった場合において、対面、電話等での開示請求者との一般的な意思確認等のやりとりの中で、開示決定等通知に係る書面は送付しないこととなる旨を伝える必要があると考えているものである。

(再々質問)

「対面、電話等での開示請求者との一般的な意思確認等のやりとり」が成立しない場合には、開示決定等通知に係る書面は送付しないこととなる旨を伝えることができない場合も認められる、と理解して良いか。

49. 16条

「送付に要する費用」を納付しない限り開示決定等の通知を郵送しないこととすると、瑕疵により意図せず「送付に要する費用」の納付を怠った請求者には自動的に開示決定等の通知が送付されないこととなり、行政サービスの低下につながるのでないか。

(回答)

開示請求時に送付に要する費用の納付がなかった場合には、開示請求者に対し、開示決定等通知に係る書面は送付しないこととなる旨を教示する必要があると考える。

(再質問)

本制度は、行政機関にとっては教示を行う行政コストが増加し、請求者にとっては（開示請求書とは別に）郵送代を郵送する追加コストが発生して双方にとって益するところがないので、通知等の受領については常に郵送で行うこととし、16条1項1～3号に該当しない請求者からは請求時に開示請求手数料として必要な郵送料を一律かつ一括して支払うこととすべきではないか。

(回答)

開示決定等通知に係る書面を行政機関の窓口まで取りに行く場合、オンライン請求であるため当該書面の送付が不要となる場合といった当該書面の送付を求めない場合もあることから、開示決定等通知の受領を常に郵送で行うことは適当でない。

なお、現行の開示請求手数料（書面請求の場合の1件300円）については、その内訳として、開示決定等通知書の郵送料（80円）が含まれており、また、今般規定する開示決定等通知に係る書面の送付に要する費用を郵送する場合は、開示請求書と同時に郵送するため、開示請求者に追加コストが発生するとは考えていない。

→OK

50. 16条

開示請求への対応過程では、開示決定等の通知以外にも、補正依頼や延長通知等、請求者に対して郵送で連絡しているものがあるが、このうち、開示決定等の通知のみ郵送料を請求者の負担とする理由如何。補正依頼等、請求者の事情により必要となる連絡については、開示決定等の通知と同様に、請求者が負担すべきではないか。

(回答)

開示決定等通知に係る書面の送付に要する費用については、現行開示請求手数料の積算に含まれているところであるが、開示請求手数料の原則廃止に伴い、実費としての当該送付に要する費用の納付について規定することとしたものである。

(再質問)

(再質問)

補正依頼等、請求者の事情により必要となる連絡については、開示決定等の通知と同様に、請求者が負担すべきであるが、本法案において国庫負担としている理由を示されたい。

また、質問47に対する貴回答に関連して、教示を郵送で行う場合には、同郵送に要する費用についても、請求者の負担とすべきではないか。

(回答)

上記49. の再質問に対する回答にあるとおり、開示決定等通知に係る書面の送付に要する費用については、現行においても開示請求者が負担しており、引き続き、これを開示請求者が負担するべく規定するものであって、御指摘の補正依頼等とは位置付けが異なるものである。

また、上記47. の再質問に対する回答にあるとおり、開示決定等通知に係る書面は送付しないこととなる旨の教示については、郵送で行う必要はないと考えている。

51. 21条

行政機関の長が、情報公開・個人情報保護審査会の答申に沿った採決・決定を行う場合であっても、常に内閣総理大臣の同意を取り付けることを義務付ける理由如何。

(回答)

情報公開・個人情報保護審査会の答申に沿った裁決・決定を行う場合でも、7条該当性について点検する必要があるためである。

(再質問)

7条の適合性判断は、所管の行政機関の長が行うこととされており、内閣総理大臣が行うものではないところ、同回答は矛盾するのではないか。かかる規定と内閣法その他の法令に規定する総理大臣の権限との関係を詳細かつ網羅的に説明されたい。

(回答)

21条1項及び2項の規定に基づき、情報公開制度を担当する内閣総理大臣が、審査会の答申の内容及び行政機関情報公開法7条の趣旨に照らして点検するものである。

(再々質問)

21条で行政機関の長が同意を取り付ける相手が内閣総理大臣であるのは、同大臣が情報公開制度を担当する大臣であることのみがその理由であるか。他にある場合は併せて示されたい。また、内閣総理大臣が法7条の趣旨に照らして判断する際、同大臣は情報公開制度を担当する大臣として、また「国民の知る権利」に基づく開示請求権制度についての担当大臣として、その判断にあたることとなるのか。

52. 21条

本規定の導入により、行政機関の長の最終判断権が制限されるのか。

(回答)

最終的な裁決・決定は引き続き行政機関の長により実施されることになるため、行政機関の長の最終判断権が制限されるものではない。

(再質問)

行政機関の長の最終判断権が制限されるものでないのであれば、21条3項は削除すべきではないか。

(回答)

意見と思われる所以、後程回答したい。

→OK

53. 21条2項、3項

行政機関の長が2項の内閣総理大臣の要求を受け入れがたい時は、どのように調整されるのか。

(回答)

21条2項に基づく措置要求を受けた場合は、行政機関の長はその要求に沿うように適当な措置を取ることとなる。

(再質問)

行政機関の長は、所管行政を適正に遂行する上で、内閣総理大臣の要求が受け入れ難いものであったとしても、その要求を受け入れなければならないと解してよいか。

「行政機関の長の最終判断権が制限されない」(質問 52 の貴回答)ことと「行政機関の長は内閣総理大臣の要求に沿うように適当な措置をとること」は矛盾するのではないか。

(回答)

内閣総理大臣の措置要求に対しては、当該要求に沿うように適当な措置をとるものとされている。

「行政機関の長の最終判断権が制限されない」との回答の趣旨は、行政機関の長が不服申立てに対する裁決・決定を行う際の開示・不開示の判断にあたっては、引き続き 5 条各号及び 7 条該当性についての判断に基づくことになり、当該条文の改正に伴う変更以外について、当該要件に基づく行政機関の長の裁量について変更が生じているわけではないという趣旨であり、ご指摘のような矛盾は生じていないと考える。

55. 21条

審査会及び行政機関の長が不開示妥当としつつ、内閣総理大臣がそれに同意しない場合として、どのような事案が想定されるか。

(回答)

行政機関情報公開法 7 条の規定に照らして同意をすることが適切でないと認めるときが想定される。

(再質問)

「行政機関情報公開法 7 条の規定に照らして同意をすることが適切でないと認めるとき」とはどのような場合か、具体的に説明ありたい。内閣総理大臣はどのような情報に基づき行政機関の長の判断を適切ではないと認めるのか。

審査会及び行政機関の長が不開示妥当としつつ、内閣総理大臣がそれに同意しない場合としては、法 7 条の規定に照らして同意をすることが適切でないと認めるときのみか。それ以外にはないか。

(回答)

具体的な運用については、今後検討・調整していくことになるが、内閣総理大臣は、「国民の知る権利」に基づく開示請求権制度についての担当大臣として、開示請求に係る行政文書の開示についての社会的な要請など公益上の理由について検討し、判断することになる。

審査会及び行政機関の長が不開示妥当としつつ、内閣総理大臣がそれに同意

しない場合として想定されるものは貴見のとおりであり、それ以外には想定されていない。

56. 21条

審査会が行政機関の長の判断を妥当と答申し、かつ、行政機関の長が第7条を適用する必要がないと判断しているにも拘わらず、なお、内閣総理大臣が、第7条の適用を必要と判断する場合とは、具体的にどのような場合か。その場合に、不開示にすることによって保護される利益を損なっても良いと判断する理由、高度に政策的又は専門的・技術的判断に基づき第7条の適用を不要と結論づけた行政機関の長の判断を覆してもよいと判断できる理由についても言及ありたい。

(回答)

審査会が5条各号の該当性について審査した後に、それでもなお7条の裁量的開示を行う公益上の理由が明確であるときに、内閣総理大臣の高度な政治的判断の下、措置要求が行われることになる。

(再質問)

審査会が行政機関の長の判断を妥当と答申し、かつ、行政機関の長が第7条を適用する必要がないと判断しているにも拘わらず、なお、内閣総理大臣が、第7条の適用を必要と判断する場合とは、「具体的にどのような場合」か。

「7条の裁量的開示を行う公益上の理由が明確」であるにもかかわらず、行政機関の長が第7条を適用する必要ないと判断している場合とは、どのような場合か。

また、21条2項及び3項の規定により裁量的開示を行った場合において、結果として国益を大きく損なうような事態（たとえば、国家賠償法に基づく賠償責任）が発生した場合において、その責任（同、訴訟遂行）は、内閣総理大臣（内閣官房）が負うのか、それとも行政機関の長（所管省庁）が負うのか。

(回答)

7条該当性については、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならないことから、ある特定の情報が7条に該当するかどうかについては、一概には言えない。なお、「公益上の理由が明確」である場合は、ある一定の時点、社会情勢、当該情報に係る事務・事業の進行状況等の条件下においてはじめて「明確」になると言えることを付言する。なお、結

果として国益を大きく損なうような事態が発生し、たとえば、国家賠償法に基づく賠償責任が発生した場合の被告は国であり、訴訟代理人（指定代理人）については、最終的な裁決・決定権者が行政機関の長であることから、指定代理人には当該行政機関の職員が充てられるものと考えられる（国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第5条第1項）。もっとも、当該行政機関の職員と内閣府職員とが密接に連絡を取り合って訴訟準備に当たることができることから、これにより内閣総理大臣の高度の行政的判断の内容が適切に主張されることが想定される。

57. 21条

内閣総理大臣の同意を得ることとした場合に、第7条に基づく裁量的開示が現状より増加すると考える具体的な根拠如何。過去に行政機関の長が裁量的開示を不要と判断したが、内閣総理大臣に同意を求めていたら同意を得られなかっただろうと強く推定される案件は何件あるか。最低でも具体例を5件程度は例示ありたい。

（回答）

平成21年度までに行政機関情報公開法7条の規定が適用された事例は22件にとどまっており、審査会においても実質的に同条の規定の適否に関して不服申立人が同条の該当性を取り上げたので形式上答申した例は見られるが、実際に行政機関の意に反して同条の適用につながる事例は皆無であることから、21条の内閣総理大臣の同意及び措置要求制度の導入によって、公益裁量開示の事例が現状より増加すると考えられる。

また、過去に行政機関の長が裁量的開示を不要と判断したが、内閣総理大臣の同意を求めていたら同意を得られなかっただろうと強く推定される案件については、行政機関情報公開法7条の規定が行政機関の長の要件裁量を認める規定であり、当該判断が高度なものであることから、「強く推定される案件」を具体的に示すことは困難である。

（再質問）

「意に反して」の意味如何。7条は行政機関の長に対して不開示情報を開示する裁量を与えるものであるから、行政機関の長が、当該情報を不開示することによって保護される利益（行政機関のもののみならず個人や法人のものも含む）を損ねてまでも開示する必要性を見いだせないのに、その意に反して裁量的開示が行われることがないのは当然ではないか。また、ある情報を不開示するのは、不開示とすることによって保護すべき利益があるからであり、内閣

総理大臣であっても行政機関の長であっても、当該情報を開示することによつて、損ねる利益の大きさには変わりがないのに、行政機関の長と比べて内閣総理大臣は、裁量的開示をより多く行うと推定できる根拠如何。

(回答)

「意に反して」は、行政機関の長が7条に該当すると判断しなかった場合である。ただし、不服申立てに対する裁決・決定を行う際に、情報公開・個人情報保護審査会の審議を経て、7条該当性について当該行政機関の長が再度検討することもあり得る。

また、内閣総理大臣は、「国民の知る権利」に基づく開示請求権制度についての担当大臣として、開示請求に係る行政文書の開示についての社会的な要請など公益上の理由について検討することになることから、行政機関の長に対し協議・同意の過程の中で、裁量的開示の必要性について再度点検することを促すことになるため、裁量的開示をより多く行うことにつながると考える。

58. 23条

「必要があると認めるとき」とはどのような場合か。

(回答)

裁判所が訴訟関係を明瞭にするために必要があると認めるときであるが、具体的には、情報公開訴訟においては、不開示部分が大量にある場合など、事案が複雑であったり争点が多岐にわたるために争点整理が困難な場合が想定される。

(再質問)

それであればそのように法律に規定しない理由を示されたい。司法当局を規律するには、法律による必要があると考えるがどうか。法律に規定しなければ、司法当局が不要に同条の規定行使するあまり、行政当局に不要の混乱をきたすのではないか。

(再回答)

証明処分を行うか否かに係る考慮要素は多様かつ非定型的であることから、その全てを条文に規定するのは困難である。なお、新23条は証明処分の特例であるが、同様に証明処分の特則を規定する行政事件訴訟法23条の2も、その要件を「必要があると認めるとき」と規定している。

60. 24条

「その他の事情」にはどのような事情が含まれるか。「インカメラ文書の提示により生じる行政上の支障等の不利益」は常に含まれると理解して良いか。

(回答)

「その他の事情」に該当する事情としては、開示が求められている行政文書の性質、当事者の主張、他の証拠関係による判断の可否などが想定される。裁判所の判断により、インカメラ文書の提示により生じる行政上の支障等の不利益が含まれることもありうる。

(再質問)

それであればそのように法律に規定しない理由を示されたい。司法当局を規律するには、法律による必要があると考えるがどうか。

(回答)

証拠調べの採否に係る考慮要素は多様かつ非定型的であることから、その全てを条文に規定するのは困難である。なお、民事訴訟法223条6項の定めるインカメラ審理規定は「裁判所は～必要があると認めるときは」当該審理を行うと規定しているが、特段の問題は生じてないものと承知している。

加えて、弁論期日外証拠調べの採否決定に当たり、両当事者は当然に裁判所に対して意見を述べることができることから、インカメラ文書の提示による行政上の支障を含めて意見を述べることが可能である。

以上に鑑み、新24条1項の規定内容に、特段の問題はないものと考える。

61. 24条

「特に必要があると認めるとき」とはどのような場合か。「必要があると認めるとき」との相違如何。

(回答)

①質問前段

ウォーン・インデックスその他の主張を経ても、いまだ立証が不十分な場合などを想定している。

②質問後段

弁論期日外証拠調べは、証拠調べに当たって当事者を立ち会わせない手続であることや、本来提出を拒絶できる文書についての提出義務を被告に負わせる

点で例外的な手続であることから、単に「必要があると認めるとき」よりも厳格な要件の下でのみ実施することとしている。

(再質問)

それであればそのように法律に規定しない理由を示されたい。司法当局を規律するには、法律による必要があると考えるがどうか。法律に規定しなければ、司法当局が不要に同条の規定を行使するあまり、行政当局に不要の混乱をきたすのではないか。

(回答)

回答①との関係では、新24条1項は、「事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるとき」と定めることにより、ウォーン・インデックスその他の主張を経ても、いまだ立証が不十分な場合などが「特に必要があると認められる場合に該当することは明確になっている。

回答②との関係では、「特に必要があると認めるとき」と規定することにより、弁論期日外証拠調べの採用が厳格な要件の下でのみ実施することができる趣旨は明確になっている。

62. 24条

裁判所が「特に必要があると認める」かどうかを判断するにあたり、行政機関は意見を述べる機会が保障されているか。

(回答)

弁論期日外証拠調べに限らず、一般に、証拠決定に当たって裁判所が意見を求めなければならない旨の明文の規定が設けられているわけではない。しかし、意見を提出する場合の方式が規定されている場合があり（民訴規則第129条第3項、第140条第2項）、これは、証拠の採否一般について当事者が意見を述べることができることを当然の前提にしたものと解され、現に、例えば文書提出命令については相手方の意見を求める運用がされているものと承知している。弁論期日外証拠調べについても同様であり、裁判所が意見を聴かなければならぬ旨の規定は設けていないが、当事者はその採否について当然に意見を述べができると考えている。

(再質問)

それであればそのように法律に規定しない理由を示されたい。司法当局を規

律するには、法律による必要があると考えるがどうか。

(回答)

上記回答の通り、明文の規定がなくとも、当事者は、弁論期日外証拠調べの採否に当たり、当然に意見を述べることができるものである。このことは、例えば、民事訴訟法223条に基づく文書提出命令においても同様である。

63. 24条

被告は、弁論期日外証拠調べに立ち会う際等、原告及び一般に公開されない形で、裁判官に対し、不開示とすべき理由について説明する機会が与えられるか。

(回答)

原告に立ち会う機会を与えないで不開示とすべき理由を説明する機会は、与えられていない。

(再質問)

インカムラ審理を導入する以上、裁判官に対し、高度に専門的・技術的な知識を有する行政機関が適切な説明を行う機会を与えなければ、適正な訴訟が遂行されないのでないか。

(回答)

不開示情報該当性の有無に関する被告の主張は、答弁書や準備書面等を通じて主張する機会が与えられている。不開示とすべき理由としてどのような主張をしているかを原告に秘匿すれば、原告が適切な主張立証をすることができないことになるため、「原告に立ち会う機会を与えないで」不開示理由を説明する機会を設けることはできない。

64. 24条

裁判官に課される守秘義務如何。罰則はあるか。

(回答)

裁判官には、官吏服務紀律4条1項により守秘義務が課されており、同義務に違反して秘密を漏えいした場合、職務上の義務違反として弾劾事由（裁判官弾劾法2条1号）、懲戒事由（裁判所法49条）に該当する可能性がある。刑事

罰規定は存在しないものの、これらの規定により、弁論期日外証拠調べに関し、裁判所で行政文書を閲覧した裁判官が後日機密を漏えいしないことは制度的に担保されている。

(再質問)

官吏服務紀律はすでに失効していると承知しているが、これが現在も裁判官に適用される理由如何。

一般職公務員であれば、懲戒免職等のほか、罰則の規定によって守秘義務の実効性を担保しているが、裁判官にも罰則が必要ではないか。

(回答)

「國家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律」(昭和22年10月21日)により、國家公務員法の規定が適用されない裁判官には、従前どおり官吏服務紀律が適用されるものと解されている。なお、現在でも裁判官に官吏服務紀律が適用される趣旨は、昭和51年10月28日参議院法務委員会における最高裁事務総局人事局長の答弁や、平成16年4月28日参議院法務委員会における司法制度改革推進本部事務局長の答弁でも繰り返し述べられているところである。

また、後者の答弁において、「裁判官につきましては、高度の職業倫理に基づき行動ができる、そういう期待ができるということ、あるいは、それを担保するものとして、弾劾裁判あるいは分限裁判というような手続が設けられておりまして、これらによってそのような義務違反を抑止することが十分に可能であるということで刑罰が設けられていないというふうに承知しています。」と述べられていること、民事訴訟法223条6項のインカーメラ審理手続においても裁判官があらゆる行政文書を見分する可能性があるものの、特段の罰則は設けられていないことに鑑みれば、裁判官に罰則を設ける必要はないものと考える。

65. 24条

裁判官には、退職した後も守秘義務が課されるのか。

(回答)

官吏服務紀律4条1項は、「職務ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス」と規定しており、裁判官は退職の後にも守秘義務を負っている。

(再質問)

退職後の一般職公務員の守秘義務を具体的に担保するものとして国家公務員

法の罰則規定があるが、この点、官吏服務規律4条1項の守秘義務については罰則によって担保されていないところ、退職後の裁判官の守秘義務を実効性あるものとするため、罰則規定を新設すべきではないか。

(回答)

裁判官については、高度の職業倫理に基づき行動ができることが期待されること、民事訴訟法223条6項のインカメラ審理手続においても裁判官があらゆる行政文書を見分する可能性があるものの、特段の罰則は設けられていないことに鑑みれば、裁判官に罰則を設ける必要はないものと考える。

66. 24条

インカメラ文書に特別管理秘密が含まれている場合、裁判官はクリアランスを受ける義務があるか。

(回答)

裁判官について秘密を取り扱う適格性を審査し、適格性を有しない裁判官を審理から排除することは、その具体的な内容にもよるが、裁判官の職権行使の独立性を害するおそれがあり、困難であると考えている。

(再質問)

ご指摘の内容は、裁判官であれば適格性を審査されることなく特管秘を取り扱うことができるということか、それとも、適格性を審査した結果適格性を有していないなかつたとしても特管秘を取り扱うことができるということか。それぞれの場合につき、そのように解釈できる根拠となる法令の規定があれば、具体的に明示されたい。また、いずれの場合にせよ、適格性を有していない裁判官が特管秘に指定された情報の内容を知るところになるとすると、特管秘制度を設定した趣旨・目的が損なわれることになるのではないか。

(回答)

適格性審査を求める規律の法源が何であるかにより結論が異なるものの、現在存在する紀律は、行政機関内部における訓令によるものであると承知している。そうだとすれば、訓令は当該訓令発出主体組織内部のみで拘束力を有するものであるから、裁判所を拘束するものではない。このような法理は、訓令の性格より導かれるものである。

裁判官があらゆる行政文書を閲読することは、法律上従来から可能だったのであり（民事訴訟法223条6項）、これが特別管理秘密の管理の在り方と矛盾

するものではないと考えられる。

68. 24条

インカメラ審査の導入に伴い、裁判官（及び要すればインカメラ文書を取り扱うその他の裁判所職員）の守秘義務を強化すべきではないか。

（回答）

裁判官については、高度の職業倫理に基づく行動が期待できる上、官吏服務紀律4条1項により守秘義務が課されており、同義務に違反して秘密を漏えいした場合、職務上の義務違反として弾劾事由（裁判官弾劾法2条1号）、懲戒事由（裁判所法49条）に該当する可能性がある。刑事罰規定は存在しないものの、これらの規定により、弁論期日外証拠調査に關し、裁判所で行政文書を閲覧した裁判官が後日機密を漏えいしないことは制度的に担保されている。

（再質問）

一般職公務員と同様、刑事罰によって守秘義務の実効性を担保しない理由を示されたい。

（回答）

①裁判官については高度の職業倫理に基づき行動が期待されること、②それを担保するものとして、弾劾裁判や分限裁判が設けられていること、③民事訴訟法223条6項のインカメラ審理手続きにおいても裁判官があらゆる行政文書を見分する可能性があるものの、特段の罰則は設けられていないが、これまで裁判官による情報漏えいが問題となった事例が存在しないことに鑑みれば、裁判官に罰則を設けなくとも、守秘義務の実効性は担保されているものと考える。

71. 全般

開示請求手数料の原則無料化により見込まれる請求増、開示決定期限の短縮により見込まれる延長手続きの増加に伴う事務負担増、予納制度の導入に伴う請求者との追加的な手数料のやりとり（追徴、返還）、異議申立てに対する決定を行う際の内閣総理大臣の同意の取り付け等、行政コストの増加が見込まれることから、人員上の手当をしないのであれば、開示決定期限の短縮にも拘わらず、結果的に一件あたりの開示決定手続きに要する期間は増加するのではないか。

(回答)

具体的な運用については、施行までの期間に検討・調整される予定であるが、効率的な運用について可能な限り配慮していきたい。

(再質問)

法律によらずして、どのように配慮することを想定しているのか。

(再回答)

マニュアルの改訂等、業務効率化に向け検討してまいりたい。

72. 全般

人的資源を強化せずに開示決定を迅速化させることには限界がある。今後、情報公開専門担当官の配置のための定員増等を検討していく予定はあるか。

(回答)

基本的には、法案成立後、所要の時期に各行政機関と関係各局との間で協議されるべきものと考える。

(再質問)

全省庁に影響を与えることであり、まずは立案庁である内閣官房が総務省及び財務省と調整すべきではないか。

(再回答)

意見と考えられるので、後程回答する。

<国際協力局政策課>

再質問

1. 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部を改正する法律案（第1条関係）

(1) 第25条第1項

(2月18日貴省再質問)

貴省回答では、改正案第25条第1項第5号に定める情報を行政機関の長によって提供せしめる点について、国民の利便性向上等を理由としているが、当該法人が同号に定める情報を提供することではかかるメリットを得ることができないとの考え方、貴省見解如何。

(回答)

当該行政機関の所管に係る法人についての情報を必要としている個人が、必ずしも正確に法人名を特定したうえで当該情報を探索するものではない。例えば、「A省の所管する独立行政法人の事業」の情報、といった漠然としたかたちで探索を行う者もいると想定されるところであり、こうした者の利便性向上のためには、所管行政機関による情報提供が不可欠であると考えられる。また、行政機関がその所管に係る法人の基礎的な情報を一括して提供することにより、例えば、当該行政機関の所管に係る諸法人の情報を網羅的に集めようとする者の利便性の向上にも資するものと考えられる。

2. 独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律の一部を改正する法律案 (第2条関係)

(1) 第5条第1号ハ

(2月18日貴省再質問)

現行法の解釈を教示願いたい。

(回答)

独立行政法人通則法第18条にいう役員及び同法第26条にいう職員のほか、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第1に掲げる各法人の役員及び職員が含まれる。

意見

独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律の一部を改正する法律案(第2条関係)

(1) 第17条第1項

(2月18日貴省意見)

開示請求手数料に係る収入印紙を貼付する方法は独立行政法人では採用できず、国の行政機関と比して手段が限られており、具体的な制度設計につき指針等策定される際には独立行政法人にも実現可能な手続も選択肢に加えるよう、検討願いたい。

(回答)

意見については、改めて回答させていただきたい。